

入札心得書

- 1 入札参加者は、市有財産売払公告及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、市の担当職員の指示に従ってください。
- 3 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出してください。
- 4 入札は、所定の入札書に必要な事項を記載し入札箱に投函してください。
- 5 入札書には、入札参加者の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印し、入札金額の頭には、「¥」を付けて、算用数字を用いて記入してください。代理人が入札する場合は、入札参加者の住所及び氏名を記入するとともに、代理人の住所、氏名を記入し、代理人が押印してください。この場合において、入札参加者の押印は不要です。
- 6 一度投函した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することができません。
- 7 入札に参加することができない者として入札公告に示された資格を有しない者のした入札のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします（入札に関する条件）。
 - (1) 代理人が入札した場合で本人の委任状を提出していないとき
 - (2) 入札に際し、不正の行為があったとき
 - (3) 入札参加者又はその代理人が同一の入札について2通以上の入札をしたとき
 - (4) 入札参加者又はその代理人の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき
 - (5) 入札書の金額を訂正しているとき
 - (6) 市有財産売払公告又は本心得書事項に違反したとき
 - (7) 入札担当者の指示に従わないとき
 - (8) 予定価格（最低売却価格）を下回ったとき
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき
- 8 開札は、入札終了後直ちに行います。
- 9 開札の結果、市の予定価格以上の有効な入札を行った者で最高額の入札を行った者を落札者とします。ただし、最高額の入札を行った者が2者以上ある場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

落札者には、不動産売払い決定書を交付しますので、交付の日から1か月以内に

売買契約を締結してください。

- 10 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する金額（円未満切上げ）を納めなければなりません。この契約保証金には利子を付さないものとし、代金の一部に充当するものとします。
ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除するものとします。
- 11 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を市が発行する納入通知書により指定する期日までに納入しなければなりません。
- 12 契約保証金は、前項の金額を期日までに完納しなかったときは、市に帰属することになります。
- 13 本心得書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、香美市契約規則（平成18年香美市規則第53号）等の関連諸法令に定めるところにより処理します。